

第4回（仮称）厚木市暴力団排除条例設置検討委員会 会議結果

日時 平成23年9月30日（金）

午後2時～午後2時40分

場所 厚木商工会議所 3階中会議室

出席者 委員10人、オブザーバー3人、事務局7人

1 開 会 事務局

2 あいさつ 委員長

※ 神奈川県警察からの派遣職員紹介(2名)

3 案 件 パブリック・コメントの結果及び今後の取組について
事務局説明

【質疑応答】

委員 事務局説明では、施行日が平成24年1月1日に前倒しになったとのことである。

パブリック・コメントでは、色々な意見をいただいているので、良い条例ができるのではないかと思う。

事務局 条例には、公共工事などの契約からの暴力団排除、給付金の交付における暴力団排除、公の施設における暴力団排除が盛り込まれる。

条例を実効性のあるものにするために、契約規則や補助金等交付規則の改正等や事務事業の見直しを、担当部局に投げかけをしている。

委員 今、暴力団と関わっている店舗や事業を行っている人への対策はどのようにしていくのか。

事務局 1月の中旬から下旬ごろ、条例ができたことを市民に知らせるために、暴力団排除に精通した講師を呼び、講演会を予定している。

更に、条例では、「暴力追放旬間(7月上旬)」を位置付け、市民が参加しやすいようなイベント等を実施してゆく。

委員 既に、暴力団関係者と契約を締結している場合の支援策は、どのようなになっているのか。

事務局 暴力団員が「個人」で生活をしているのか、暴力団事務所なのかでは、考え方が違ってくる。新規の暴力団事務所は、県条例で規制されている。

「個人」で生活している場合には、排除するのは大変難しい。

委員 既に、そこで事業をおこなっている場合が、難しい。

事務局 約款等の中で、暴力団排除に関する事項等を設定するなど、暴力団排除に対する取組がある場合は、県警では、基本的な情報提供をするなど、暴力団排除の支援が仰げる。

また、県警では、対応が難しい場合については、横浜弁護士会等に助言を求める。

委員 条例の中に、「点検等」の項目を設けたことは、評価ができる。もう一歩進めて、点検結果を公表する旨を規定すれば、より良くなる。

議長 パブリック・コメントの公表及び今後の取組について、出席委員の可否を問う。

一同、了承

4 その他 特になし

5 閉会 副委員長